

Q 耐震診断にかかる費用はどのくらいですか？

A 耐震診断に要する費用は、一般診断で5万〜15万円、精密診断は20万〜30万（千葉県作成リーフレットより）が目安とされています。一般診断とは、目視による現地の調査および図面から診断します。精密診断とは、建物すべての部分についての詳細な調査および図面などから診断します。

Q 補助金はどのくらいですか？また、診断の種類や棟数によって補助金の額は変わりますか？

A 耐震診断に要した経費の2分の1以内で3万円が限度額です。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとなります。

補助金の交付は、補助対象住宅一棟につき一回です。「一般診断」「精密診断」どちらを受けても限度額は変わりません。同一建物を「一般診断」の後に「精密診断」を行っても補助金の交付は1回となります。

Q なぜ、56年6月以前の建物を対象としているのですか？

A 昭和56年6月1日建築基準法が改正され「新耐震設計法」が施行され筋かい金物の使用や基礎配筋の強化、体力壁の必要長が1.5倍になるなど建築に関する基準が変わりました。阪神淡路大震災でも、改正後の建築物の方が倒壊していないとの報告もある事からです。



Q 市内にはどのくらい対象となる建物がありますか？

A 平成15年に実施された「住宅土地統計調査」によると市内で昭和56年以前に建築されている住宅はおよそ3,000戸（建築物全体のおよそ64%）と推測されます。そのうち、耐震改修が済んでいる住宅はおよそ120戸（2%）と推計されています。

A 一級建築士、二級建築士または木造建築士（木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者）が「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき行う耐震診断です。

Q なぜ、「木造住宅の耐震診断と

A 結果については、今後の事業策定などの参考にさせて頂きますので実績報告の添付書類として市に提出していただきます。しかしながら、この事業は所有者に現にお住まいの建築物の耐震性について認識いただくものです。耐震診断の結果については、所有者個々の判断で対応していただくもので、市において結果に対する保証や指導勧告などは行いません。

Q 過去に耐震診断をやっているけど補助金は交付してもらえないのですか？

A 過去の診断には補助金は出ません。この事業は、耐震診断の実施以前に申請が必要です。

問い合わせ先

①補助金申請については

都市建設課都市計画係 ☎73-

1211・内線2201・Eメール

toshi-tk@city-katsuura.jp

勝浦市公式ホームページから申請に必要な要綱および様式をダウンロードできるようにもなっています。

<http://www.city.katsuura.chiba.jp/>

②耐震診断については

㈱千葉県建築事務所協会夷隅支部

☎87-5902

㈱千葉県建築士会夷隅支部

☎63-0923

Q 診断の方法はどのようにですか？

Q 耐震診断の結果についてはどこかに報告する必要がありますか？

A 木造住宅の耐震診断について国（国土交通省住宅局建築指導課）が監修を行っており「正しい診断の基準」として信頼できる診断方法だからです。